

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	29 件
国民年金関係	14 件
厚生年金関係	15 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 7 月から 58 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 58 年 12 月まで

昭和 57 年 3 月、大学を卒業と同時に当然の義務として、同年 4 月から国民年金に加入した。当時、町内でも国民年金に対する意識は高く、町内会の働きかけもあり、母が A 市役所に行って国民年金の加入手続をして、国民年金保険料は母が自身と私の二人分を隣組長に渡し、1 か月の未納も無く納付していた。

社会保険事務所において、昭和 59 年 12 月に私の国民年金手帳記号番号が払い出されたことになっているが、大学を卒業して 2 年以上も加入せずに放置していたなどとも考えられず、当時、父は、医院を開業していたので、いい加減なことはできないし、収入は十分にあったので国民年金保険料を未納にするはずはない。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 59 年 12 月に払い出されていることが確認できるとともに、A 市役所が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿において、同年 10 月 19 日に国民年金に加入した旨の記載が確認できる。

また、申立期間のうち、昭和 57 年 7 月から 58 年 12 月までの期間については、申立人が国民年金に加入した 59 年 10 月の時点において、国民年金保険料を過年度納付することが可能な期間であり、社会保険庁のオンライン記録及び A 市役所が保管する申立人に係る国民年金電子納付記録により、申立人は、申立期間直後の同年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を過年度納付してい

るほか、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付していることが確認できる。

さらに、申立人の父親は、申立期間当時、医院を開業しており、収入は十分にあったことがわかる上、申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の母親は、国民年金制度発足時の昭和 36 年 4 月から 60 歳到達の平成 7 年*月までの国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の母親の国民年金保険料の納付意識の高さがうかがえることを踏まえると、納付が可能であるにもかかわらず、当該期間の国民年金保険料を納付しないまま放置していたとは考え難く、申立人の母親が申立期間直後の昭和 59 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を過年度納付した時期に、申立期間のうち、過年度納付が可能な当該期間の国民年金保険料を納付したものと考えるのが自然である。

一方、申立期間のうち、昭和 57 年 4 月から同年 6 月までの期間については、申立人が国民年金に加入した 59 年 10 月の時点において、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の母親が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、当該期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の母親は、当該期間の国民年金保険料の納付についての記憶が明確でなく、保険料の納付状況等が不明であるなど、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 7 月から 58 年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

福岡国民年金 事案 1648

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 8 月から 40 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 2 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 8 月から 40 年 9 月まで

私は、国民年金への加入は任意であったが、主人の給料から差し引かれる税金が少なくなることを知り、昭和 35 年か 36 年ごろ加入手続をし、A 市に在住のときは、近くの化粧品店か薬局の人が集金に来ていた。その後も集金により保険料を納めてきた。夫が亡くなるまでは税金が少なくなるよう苦しい時も納付してきた。

申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A 市が保管する国民年金被保険者名簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 35 年 12 月に任意加入により払い出され、36 年 4 月から 37 年 11 月までの国民年金保険料が納付済みとされていることが確認できるところ、社会保険庁のオンライン記録では、同市で申立人に払い出された国民年金手帳記号番号は別人の氏名となっている上、同記録では、35 年から 37 年ごろ、申立人に上記以外の別の国民年金手帳記号番号が払い出された記録が見当たらないなど、行政側における記録管理の不備が認められる。

また、A 市では、申立期間当時、国民年金保険料の集金を納付組織に委託し、同組織の集金人が国民年金加入者宅を訪問し保険料を徴収していたことが確認できるなど、申立人の供述内容に不自然な点は見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 1 月及び 63 年 12 月から平成元年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 12 月から 59 年 9 月まで
② 昭和 62 年 1 月
③ 昭和 63 年 12 月から平成元年 3 月まで

昭和 61 年ごろ、国民年金が 20 歳から全員強制加入となることを知ったので、A 市 B 区役所で手続を行い、20 歳から結婚するまでの独身時代の未納分を親から援助を受けて一括納付した。

昭和 46 年 10 月に結婚したが、52 年 12 月に別居するまでの保険料については元夫と一緒に月々納付し、別居、離婚後は自分で月々納付していたと記憶している。

平成 4 年ごろ、C 町役場で国民年金加入の全期間納付済みであることを調べてもらい、確認してもらった記憶もあるので、申立期間の国民年金保険料を納付したものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、社会保険庁の記録では国民年金保険料が未納とされているにもかかわらず、A 市の国民年金保険料に係る電子情報の記録では国民年金保険料が納付済みと記録されている上、申立期間②の直前である 61 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料が現年度納付されていること、及び同年 11 月に、この時点で最大限さかのぼって納めることができる 59 年 10 月から 60 年 11 月までの国民年金保険料が過年度納付されていることから、申立期間②の 1 か月分のみが未納とされていることは不自然である。

また、申立期間③については、申立期間③の 9 か月前に D 社を退職した際は、厚生年金保険から国民年金への切替手続が適切に行われており、申立期間

③直前にE社を退職した際にも、同様に切替手続が行われたとみるのが自然である上、申立期間③当時に申立人が居住していたC町の電子情報では、申立期間③は未納期間ではなく記録無しとされているが、同様に記録無しとされている昭和 63 年 3 月の国民年金保険料について社会保険庁のオンライン記録では納付済みとされているなど、行政側の記録管理の不備もうかがえる。

一方、申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 61 年 2 月に払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間①の大部分は時効によって国民年金保険料を納めることはできない期間であり、それ以前に申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人が申立期間①に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 1 月及び 63 年 12 月から平成元年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 7 月から同年 12 月まで
② 昭和 52 年 4 月から 53 年 12 月まで

私共夫婦は、国民年金保険料納付書が郵送で送られてきていたので、郵便局で納付していた。3 か月に 1 度の納付で、金額は数千円だったと記憶している。

30 年ほど前のことなので領収証等はないが、納付すべきものはすべて済ませていると記憶している。

申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②のうち、昭和 53 年 4 月から同年 12 月までの期間については、申立人の国民年金保険料と一緒に納付していたとする申立人の妻の国民年金保険料は納付されている上、申立人及びその妻の所持する国民年金手帳及び社会保険庁のオンライン記録によると、納付日が確認できる期間については、申立人及びその妻の納付年月日が同一であることが確認できることから、申立人の国民年金保険料のみが未納になっていることは不自然である。

一方、申立期間①については、昭和 54 年 4 月に、その時点において時効が到来していない申立期間①直後の、52 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料をさかのぼって納付していることが確認できることから、時効により国民年金保険料を納付することができなかったと考えられる。

また、申立期間②のうち、昭和 52 年 4 月から 53 年 3 月までの期間については、54 年 4 月の時点では、過年度納付することが可能であるものの、申立人が一緒に納付していたとする申立人の妻の国民年金保険料も未納である上、

申立人夫婦は、当該期間の保険料の納付時期、納付金額、その調達方法などに係る記憶が曖昧であるなど、納付状況等が不明である。

さらに、申立人夫婦が申立期間①及び申立期間②のうち昭和 52 年 4 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）が無く、ほかに申立人夫婦が当該期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 11 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 11 月から 58 年 3 月まで
② 昭和 58 年 10 月から同年 12 月まで

私は、昭和 57 年に会社を辞めてからすぐに国民年金の加入手続を行った。保険料の納付については、父が代わりに行ってきていたが、申立期間①の保険料が未納とされ、58 年 4 月から保険料が納付済みとなっていることに納得できない。

また、申立期間②については、会社を辞めた後国民健康保険に加入していなかったが、その後、病院に行く必要があり、役場に健康保険の加入手続に行ったところ、年金の保険料を納付していない月があることを教えられた。そのことを父に伝えまとめて納付してもらったのに、申立期間②の国民年金保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 58 年 4 月ごろ A 県 B 町で払い出されていることが確認できるところ、国民年金手帳記号番号が払い出された時点において申立期間①は保険料を現年度納付できる期間であり、同町は申立人に申立期間①の国民年金保険料納付書を発行したと考えられる上、同様に現年度納付書を発行したと考えられる申立期間①直後の 58 年 4 月から同年 7 月までの国民年金保険料は現年度納付されていること、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の父親に係る国民年金保険料は、申立期間①が現年度納付されていること及び申立期間①は 5 か月と比較的短期間であることから、申立人の父親は申立人に係る申立期間①の国民年金保険料を納付していたと考えるのが自然である。

一方、申立期間②については、社会保険庁の特殊台帳により、昭和 61 年 2 月に、その時点において時効が到来していない申立期間②直後の 59 年 1 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料をさかのぼって納付していることが、確認できることから、時効により納付できなかったと考えるのが自然である。

また、申立人及びその父親が、申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無い上、申立人は国民年金の保険料納付に関与しておらず、申立期間②における国民年金の加入状況、保険料の納付状況等は不明である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 11 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B支店における資格取得日は、昭和22年8月9日であったと認められることから、申立期間に係る船員保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、360円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和7年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和22年3月14日から同年9月6日まで

社会保険事務所に船員保険被保険者期間を確認したところ、A社での勤務期間のうち、昭和22年3月14日から同年9月6日までの期間の記録が無いとの回答であった。

昭和22年3月14日からC丸に乗船して給与をもらい、家に送金していた。申立期間について船員保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B支店が保管する労働者名簿において、申立人が昭和22年3月14日に入社し、59年4月29日に退職した記録が確認できることから、申立人は、申立期間において当該事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、社会保険庁のオンラインの記録によれば、昭和22年9月7日に申立人が船員保険に加入したことが確認できるが、当該事業所が保管する船員保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿①」という。）及び社会保険事務局が保管する船舶所有者被保険者証記号が導入された後の船員保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿②」という。）によれば、25年2月1日に申立人が船員保険に加入した記録となっており、オンライン記録の資格取得年月日と一致せず、被保険者名簿①及び②で確認できる資格取得年月日が22年4月1日から24年3月1日までの申立人を除く被保険者11人の資格取得年月日についても、いずれもオンライン記録の資格取得年月日と一致していないことが確認できる。

また、社会保険事務局が保管する船舶所有者被保険者証記号が導入される以

前の当該事業所の船員保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿③」という。）の資格取得年月日によれば、申立人の資格取得年月日は昭和 22 年 9 月 9 日であること及び標準報酬等級は 12 等級であることが確認できるが、被保険者名簿①で確認できる資格取得年月日が同年 4 月 1 日から 24 年 3 月 1 日までの被保険者 12 人のうち、申立人を除く 11 人の被保険者については、被保険者名簿①の備考欄に記載された加入年月及び標準報酬等級の記録と被保険者名簿③の資格取得年月及び標準報酬等級の記録が一致すること、及び申立人に係る被保険者名簿①の備考欄に「22. 8 加入 12」と記載された記録が確認できることを踏まえると、事業主は、申立人が被保険者名簿③に記載されている 9 月ではなく、被保険者名簿①に事業主が記録した 8 月に被保険者資格を取得した旨の届出を行っていた可能性がうかがえる。

さらに、当該事業所は、申立人に係る船員保険被保険者資格取得届及び船員保険料控除の事実を確認できる関連資料を保管していないものの、「被保険者名簿①の備考欄には、被保険者ごとに加入年月及び標準報酬等級が記載されており、申立人の欄には『22. 8 加入 12』と記載されている記録からすると、申立人は昭和 22 年 8 月に船員保険に加入した可能性がある。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人の A 社 B 支店における船員保険の資格取得日は、昭和 22 年 8 月 9 日であったと認められる。

なお、昭和 22 年 8 月の標準報酬月額については、申立人に係る被保険者名簿③の同年 9 月の記録から判断すると、360 円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和 22 年 3 月 14 日から同年 8 月 8 日までの期間については、当該事業所は、「当社は、昭和 22 年 4 月 1 日に船員保険の船舶所有者となっており、現在は見習期間中であっても船員保険の加入手続をしているものの、当該期間当時、見習期間中は船員保険の加入手続をしていなかった可能性もある。」と回答している。

また、申立人が当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の当該期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 22 年 3 月 14 日から同年 8 月 8 日までの期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 4 月 6 日から 43 年 8 月 30 日まで
(A社)
② 昭和 43 年 9 月 2 日から 48 年 11 月 1 日まで
(B社)
③ 昭和 48 年 11 月 1 日から 49 年 10 月 1 日まで
(C社)

社会保険事務所の記録では、C社退職後において脱退手当金を受給したこととなっている。

脱退手当金の請求手続を行ったことも、受給した記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、昭和 51 年 2 月 6 日に支給決定されているが、申立人がC社における厚生年金保険被保険者期間中の 49 年 4 月 9 日に再交付された厚生年金保険被保険者証には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示は確認できない。

また、申立期間の脱退手当金は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 年 4 か月後に支給決定されているほか、C社において昭和 48 年 10 月 1 日から 49 年 1 月 8 日までの期間に厚生年金保険被保険者資格を取得し、脱退手当金の受給要件を満たしている女性の同僚 22 人の支給記録を確認したところ、全員に支給記録が無いことを踏まえると、事業主による代理請求が行われていた事情はうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は平成3年8月1日であると認められることから、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（30万円）であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年8月1日から3年8月1日まで

社会保険事務所からの連絡により、A社に勤務していた際の厚生年金保険の加入期間が短くなっている上、標準報酬月額がさかのぼって低い額に変更されている可能性があることが分かったので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間とし、あわせて、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録から名前が確認できた同僚二人の供述により、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、社会保険庁のオンライン記録によれば、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成4年3月1日から約1か月後の同年4月8日に、申立人及び事業主を含む8人について、3年8月16日に同年10月の標準報酬月額の定時決定の処理が行われているにもかかわらず、資格喪失日をさかのぼって同年3月31日（事業主については平成2年12月31日）と決定する処理が行われていることが確認できる。

また、社会保険庁のオンライン記録により、申立人に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、当初30万円と記録されていたものが、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった平成4年3月1日の約1か月後の同年4月8日付けで、2年8月1日にさかのぼって最低額の8万円に引き下げる処理が行われていることが確認できる。

さらに、上記のとおり、申立人について平成3年8月16日に同年10月の標準報酬月額の定時決定の処理が行われていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、資格喪失日を平成3年3月31日とする処理及び2年8月1日にさかのぼって標準報酬月額を引き下げる処理を行う合理的な理由はなく、当該両処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、同僚の供述及び3年10月の標準報酬月額の定時決定の記録から同年8月1日であると認められ、また、申立人の2年8月から3年7月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た30万円であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成13年4月から14年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成13年4月から14年3月まで

私が20歳になった時に、母がA市B区役所C出張所で国民年金への加入手続きを行い、それ以降申立期間まで、母が同出張所で私の国民年金保険料を納付してくれていた。

私の両親は、私が学生時代の国民年金保険料は、親が必ず納付して、滞納しないようにと決めていたと言っているのに、申立期間が申請免除の記録になっているのは納付できない。

母は、申立期間に免除申請をした記憶は無いと言っている。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の学生時代の国民年金への加入手続き及び国民年金保険料の納付はすべて、母がA市B区役所C出張所で行った。」と主張しているが、社会保険庁のオンライン記録（基礎年金番号情報照会回答票）により、申立人の基礎年金番号は、申立人が申立期間を含む平成8年4月から14年3月まで居住していたD県E町（現在は、F市）を管轄するG社会保険事務所において9年5月に付番されたものであることが確認できる上、申立期間に係る申立人の国民年金保険料の納付記録は、申立人の母親が納付したと主張するA市B区役所には見当たらず、F市役所に保管されていることが確認できることを踏まえると、申立人の国民年金の加入手続き及び申立期間に係る国民年金保険料の納付は、A市B区役所C出張所ではなく、E町役場において行われたものと考えるのが自然である。

また、社会保険庁のオンライン記録及びF市役所が保管する「国民年金被保険者台帳」により、申立期間は学生特例納付期間となっていることが確認できるとともに、当該オンライン記録により、申立人の学生特例納付の承認申請

は平成 13 年 5 月 30 日に行われ、同年 10 月 28 日に処理されていることが確認できる。

さらに、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年7月から44年3月までの期間及び45年4月から46年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年7月から44年3月まで
② 昭和45年4月から46年3月まで

私が大学生であった20歳の時に、私の父又は母が、A町（現在は、B市）役場で私の国民年金加入手続を行い、同町役場に国民年金保険料を納付していた。私の両親は収入も十分にあり、諸税や授業料等を滞納することはなかったため、社会保険庁及びB市役所が保管する国民年金の納付記録において、昭和44年度の国民年金保険料については、納付済みと記録されているが、申立期間の国民年金保険料については、未納又は未加入と記録されていることに納得できない。

申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和44年5月2日に払い出されていることが確認でき、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、この時点では、申立期間①については、過年度納付又は特例納付以外の方法では国民年金保険料を納付できない期間であるが、申立人には過年度納付又は特例納付したとの主張が無い上、B市役所が保管する国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する国民年金手帳により、申立人は、同年4月から45年3月までの国民年金保険料を44年7月31日から現年度納付していることが確認できる。

また、社会保険庁のオンライン記録及び当該被保険者名簿により、申立人は、昭和45年9月8日付けで国民年金被保険者資格を喪失していたことが確

認できることから、申立期間②のうち、同年10月から46年3月までの期間については、国民年金の未加入期間であり、申立人の父親又は母親は、国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

さらに、当該オンライン記録、当該被保険者名簿及び申立人が所持する国民年金手帳により、申立期間の国民年金保険料については、いずれも納付記録が見当たらない上、当該被保険者名簿により、当時のA町と社会保険事務所が申立期間のうち、昭和43年度及び45年度の納付記録の照合を行っていることが確認できるなど、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、社会保険庁のオンライン記録により、申立期間当時、申立人と同居していた申立人の弟についても、20歳に到達した昭和45年*月から48年3月に厚生年金保険被保険者資格を取得するまでの期間については、国民年金に加入している記録は確認できない。

このほか、申立人の父親又は母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の父親及び母親は既に死亡しており、申立期間の国民年金保険料が納付されたことを裏付ける関係者の供述は得られないことから、申立人の国民年金の加入状況及び申立期間の保険料の納付状況は不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年8月から8年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年8月から8年3月まで

平成5年8月に勤めていた会社を辞めて無職であった時に、自宅にA市B区役所の国民年金推進員が来て国民年金に加入するように勧奨を受けた。私が「国民年金保険料を納付することができない。」と推進員に言ったところ、国民年金保険料の免除申請をするように勧められたので、記憶は定かでないが、社会保険事務所かA市B区役所において免除申請を行った。

申立期間については申請免除を受けていることは間違いないので、国民年金保険料が未納の記録とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、所持する年金手帳は表紙がオレンジ色の一冊のみであると供述しているところ、当該年金手帳には、厚生年金保険被保険者の資格取得日が平成4年9月1日と記載されていることは確認できるが、国民年金に加入したことを示す国民年金手帳記号番号や国民年金の被保険者資格取得日についての記載は無い上、社会保険庁のオンライン記録により、申立人の基礎年金番号は16年12月1日に付番されていることが確認できること、及び申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことを踏まえると、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、申立人は、当該基礎年金番号が付番されていない時点で、申立期間の国民年金保険料の免除申請を行うことはできなかつたものと考えられる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料の免除申請を行った場所、時期等に関する記憶が明確で無く、申立人が申請免除の手続を行った時に同行したとする申立人の母親も、申立人の免除申請に関する記憶が無いと供述している上、申立人が申立期間の免除申請を行っていたことを示す関連資料（国民年

金保険料免除・納付猶予申請承認通知書等)は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を免除していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年5月から7年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

また、平成8年12月から9年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年5月から7年3月まで
② 平成8年12月から9年3月まで

私は、平成7年5月ごろに申立期間①及び同年4月から8年3月までの期間について、A市役所において国民年金保険料の免除を申請していたが、申立期間①については申請免除の記録になっていない。

申立期間②については、会社設立中であり、社会保険事務所の職員から「過去に厚生年金保険関係に未納があると会社設立に支障がある。」と聞き、国民年金保険料についても未納があるといけないと思い、妻に国民年金保険料を納付させたので未納とされていることに納得がいかない。両申立期間の納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、平成7年5月ごろに国民年金保険料の免除を申請したと主張しているが、制度上、さかのぼって過年度の国民年金保険料の申請免除をすることはできない。

また、申立人が当該期間の国民年金保険料の免除を申請していたことを示す関連資料（国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書等）は無く、申立人が国民年金保険料を免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

申立期間②については、申立人は、その妻が当該期間の国民年金保険料を納付したと主張しているところ、社会保険庁のオンライン記録により、申立人は、平成8年4月から同年11月までの国民年金保険料を同年11月26日に、9年4月から同年5月までの分を同年5月22日に、及び同年6月分を10年2

月 26 日にそれぞれ現年度納付していることは確認できるが、当該期間については、納付の記録は確認できない上、申立人の妻は「保険料の納付時期、場所及び金額等については憶^{おぼ}えていない。」と供述しており、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間①の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできず、また、申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年1月、3年3月から同年4月までの期間、4年8月から同年10月までの期間、5年4月から同年10月までの期間、6年3月、9年11月から10年3月までの期間、12年4月から13年3月までの期間、14年4月から同年10月までの期間、15年1月及び15年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年1月
② 平成3年3月及び同年4月
③ 平成4年8月から同年10月まで
④ 平成5年4月から同年10月まで
⑤ 平成6年3月
⑥ 平成9年11月から10年3月まで
⑦ 平成12年4月から13年3月まで
⑧ 平成14年4月から同年10月まで
⑨ 平成15年1月
⑩ 平成15年11月

昭和62年1月ごろにA市役所に出向いて国民年金の加入手続を行い、以後の国民年金保険料は、同市役所で納付書に現金を添えて納付したと記憶している。

社会保険事務所の被保険者記録照会回答票では、平成3年1月から15年11月までの国民年金の加入期間が確認できており、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和62年1月29日に払い出されていることが確認できる。

しかしながら、申立期間①から⑤については、いずれも厚生年金保険被保険者資格の喪失後から同再取得までの期間であり、A市役所が保管する国民

年金被保険者名簿において、厚生年金保険から国民年金への切替手続が行われている記録は見当たらないこと、及び社会保険庁のオンライン記録により、申立人の当該期間の国民年金被保険者資格得喪記録が平成8年10月22日に追加訂正されていることが確認できることを踏まえると、この時点以前には、当該期間は国民年金に未加入であり、A市役所において当該期間の納付書が発行されたとは考えにくい上、当該記録訂正の同年10月の時点において、当該期間は時効により国民年金保険料を納付することができなかったものとするのが自然である。

申立期間⑥については、当該期間直前の平成9年1月から同年10月までの期間において、申立人は、厚生年金保険被保険者であることが確認できるとともに、社会保険庁のオンライン記録において、同年11月28日に申立人が国民年金保険料の納付を拒否している旨が記録されていることが確認でき、この時点において、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行ったものの、当該期間の国民年金保険料を納付していないことがうかがえる。

申立期間⑦及び⑧については、社会保険庁のオンライン記録により、当該期間前後の期間は申請免除期間としての記録が確認できるものの、当該期間については、未納の記録となっており、国民年金保険料の納付又は免除申請を行っていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

申立期間⑨については、社会保険庁のオンライン記録により、平成15年1月21日付けで申立人に対して加入勧奨状が送付されている記録が確認できることから、当該期間当時、申立人は国民年金に加入しておらず、当該期間に係る国民年金保険料の納付書が申立人に送付されたとは考えにくい。

申立期間⑩については、社会保険庁のオンライン記録により、申立人は、平成16年1月23日に申請免除の手続を行ったことが確認でき、当該期間に係る記録の訂正はできなかったものと考えられる。

2 A市役所が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿において、申立期間の納付記録を確認できず、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したと供述するのみで、厚生年金保険から国民年金への切替手続及び国民年金保険料の納付状況についての記憶は明らかでない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人がすべての申立期間の国民年金保険料を納付していたものとする認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から 60 年 3 月までの期間及び 61 年 4 月から平成 2 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 4 月から 60 年 3 月まで
② 昭和 61 年 4 月から平成 2 年 3 月まで

昭和 59 年から平成 2 年 6 月まで A 市役所で臨時職員をしていた。

当時の A 市役所職員に国民年金保険料について免除申請ができることを教えられ、当該期間について免除申請をした。

申立期間について、国民年金保険料を免除されていたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の記号番号の払出時期からみて、昭和 60 年 5 月ごろに払い出されたことが推認され、この時点において、制度上、申立期間①の国民年金保険料の免除申請を行うことはできなかったものと考えられ、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、「A 市役所の職員から勧められたので、毎年、申請免除手続を行っていたと思う。」と主張しているが、社会保険庁のオンライン記録及び A 市役所が保有する申立人に係る電子記録において、申立期間①直後の昭和 60 年度、及び申立期間②直後の平成 2 年 4 月から 6 月までの期間の国民年金保険料の免除の記録は確認できるものの、申立期間②（合計 4 年間）の免除の記録は確認できず、延べ 4 回にわたる申請免除手続について、いずれも行政側の事務処理が適切に行われなかったとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料（免除承認決定通知書、日記等）は無い上、申立人の申立期間におけ

る免除申請手続状況の記憶は明瞭^{めいりょう}でなく、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 7 月から同年 10 月までの期間及び 58 年 5 月から同年 10 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 7 月から同年 10 月まで
② 昭和 58 年 5 月から同年 10 月まで

申立期間①は、私が就職した事業所が厚生年金保険に加入するまでの期間で、年金の加入期間が空白とならないように国民年金に加入した。申立期間②は同事業所を退職したので、同じ理由で、昭和 58 年 11 月に同事業所に再就職するまでの期間に国民年金に加入した。

平成 2 年 8 月に当該事業所が閉店することになったため、同年 7 月 30 日に被保険者期間の照会に社会保険事務所に出向き、併せて上記の国民年金の納付記録についても確認したところ、職員から、「2 か月の未納期間があり、この期間は時効により国民年金保険料を納付することができないが、60 歳過ぎて任意加入して納付するとよい。」旨の助言を受けた。

また、その時、A 市 B 区役所の国民年金課に行くようにとも助言されたが、多忙だったことや社会保険事務所で国民年金に加入していることが確認できたので、同区役所には出向かないまま今日に至った。

今まで 2 か月の未納期間については承知していたものの、申立期間が未加入の記録となっていたことは知らなかった。未納の 2 か月は申立期間①及び②に含まれているのではないかと思うが、この 2 か月の未納期間を除き未加入期間は無いはずである。

第3 委員会の判断の理由

両申立期間は、いずれも厚生年金保険の被保険者資格を喪失してから同資格を再取得するまでの期間であることから、国民年金保険料を納付するためには国民年金への切替手続が必要であるところ、社会保険事務所が保管する国民

年金手帳記号番号払出簿において当該期間に係る申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことは確認できず、A市B区役所において申立期間当時に申立人に係る国民年金被保険者名簿が作成された形跡も見当たらない。

また、申立人が所持する年金手帳には、国民年金被保険者資格の取得年月日の記載は無いものの、当該手帳に記載されている国民年金手帳記号番号は、当該記号番号の前後の被保険者の記号番号の払出時期から見て、平成2年8月ごろに払い出されていることが推認でき、この時点では、両申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 6 月から 41 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 2 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 6 月から 41 年 7 月まで

A 市（現在は、B 市 C 区）に住んでいたころ、隣家の方から勧められて国民年金に加入した。加入した当初の国民年金保険料の月額を記憶していることから、昭和 37 年 6 月ごろ、国民年金に加入したと思う。

納付方法は、隣家へ毎月の国民年金保険料を持参していた。

申立期間は、私が勤めていた二つの会社の厚生年金保険被保険者期間と重なるが、申立期間当時は厚生年金保険に加入していることを知らず、国民年金への切替^{おぼ}手続を行った憶えも無く、昭和 41 年 7 月ごろ、B 市 D 区へ転居するまでの間は継続して国民年金保険料を納付していた。

転居後 1 年半が過ぎた昭和 43 年 3 月から国民年金に加入したようになっているが、その時期に同市 D 区役所へ行って国民年金に関する手続を行った記憶は無い。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 43 年 3 月 23 日に B 市 D 区において払い出されていることが確認でき、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、社会保険庁の記録により、申立期間当時、申立人の夫が厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるとともに、E 町役場が保有する申立人に係る国民年金の電子記録により、申立人は昭和 43 年 3 月 23 日に国民年金任意加入被保険者資格を取得したことが確認できることを踏まえると、制度上、申立期間は、国民年金保険料をさかのぼって納付することはできず、申立人は、当該時期に国民年金に任意加入した以降から、国民年金保険料の納付を開始し

たものと考えるのが自然である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年2月から9年9月までの期間及び10年10月から11年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年2月から9年9月まで
② 平成10年10月から11年8月まで

申立期間の国民年金保険料納付記録を照会したところ、保険料を納付した記録は確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、申立期間の国民年金保険料は、個人事業の収入時期である10月から11月ぐらいに毎年1回、社会保険事務所で納付していたはずなので回答に納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、社会保険庁の記録によると、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した直後の期間であることが確認できるが、申立人は、国民年金に再加入手続をしたか否かの記憶が明確でないと供述している上、当該期間直後の平成9年10月から10年9月までの国民年金保険料が11年11月16日に過年度納付されていることが確認でき、この時点では、当該期間は時効により国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立期間②については、社会保険庁の記録によると、申立人は申立期間②直後の平成11年9月から12年3月までの期間の国民年金保険料の免除申請を11年10月29日に行っていることが確認でき、申立人も当時、経済的な理由により国民年金保険料の免除を申請したことを記憶していることを踏まえると、申立人が当該免除申請を機に、翌月の同年11月において制度上国民年金保険料を納付することが可能であった期間のうち、申立人が経済的に納付することができた9年10月から10年9月までの国民年金保険料を過年度納付したと考えるのが自然である。

さらに、申立人が国民年金保険料を一緒に納付していたとする知人は、「申立人から国民年金保険料の領収書を見せてもらった記憶がある。」と供述しているものの、同保険料の納付時期及び納付場所についての具体的な供述は得られないほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年10月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年10月から58年3月まで

申立期間の国民年金保険料納付記録を照会したところ、保険料を納付した記録は確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、仕事で現場に行く際に、銀行や郵便局で夫婦二人の国民年金保険料を妻が納付していた。妻の記録は納付済みとされているのに、自分の記録だけ未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和58年10月に払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間のうち52年10月から56年6月までの期間は時効により国民年金保険料を納付することができない上、申立人自身は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付をしていたとする申立人の妻は、申立人に係る国民年金の加入時期や保険料の納付状況についての記憶が明確でないなど、国民年金への加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、「仕事先である現場に行く際に、妻が、毎月、納付書に現金を添えて銀行や郵便局で申立期間の国民年金保険料を納付していた。」と主張しているところ、当該手帳記号番号の払出時点では、申立期間のうち昭和56年7月から58年3月までの国民年金保険料は、過年度納付によらなければ納付することができない期間である上、申立人の妻は過年度納付した記憶は無いと供述している。

さらに、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿及び国民年金被保険者台帳により、申立人には別の国民年金手帳記号番号がA町におい

て昭和 44 年 2 月 12 日に払い出されているのが確認でき、同手帳記号番号により同年 1 月から 45 年 1 月までの国民年金保険料が納付されていることは確認できるものの、その後、申立人は 2 か所の事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得しており、同資格の喪失後の期間はいずれも国民年金に未加入期間であることを踏まえると、同手帳記号番号で当該期間の保険料を納付したとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年3月から46年3月までの期間及び47年4月から48年3月までの期間の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和43年3月から46年3月まで
② 昭和47年4月から48年3月まで

国民年金保険料をさかのぼって納付することができることを知り、郵便局で昭和51年1月8日に夫が申立期間の国民年金保険料を納付したため、国民年金保険料の未納は無く完納したと思っていたが、申立期間が未納とされている。

社会保険事務所は、当該期間の国民年金保険料は還付されていると回答しているが、還付を受けた記憶が全く無いので、還付月日、還付方法を示してもらえない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について還付を受けた記憶は無いと主張しているが、A市役所が保管する国民年金被保険者名簿から、申立期間の国民年金保険料は、昭和49年1月から50年12月までの間に実施された第2回特例納付により、実施期間終了後の51年1月8日に郵便局で納付されたことが確認でき、納付期限外の納付であったため、申立期間の保険料が還付されていることに不自然さは見られない。

また、当該被保険者名簿の前納還付追納欄に「種別：還付、年月日：空白、期間：43.3から46.3まで 47.4から48.3まで」及び還付金額、申立期間の保険料納付状況欄に「51.1.8 附18条 郵便局納 還付」の記載がある上、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）にも、申立期間の国民年金保険料を還付したことを示す記載が確認でき、当該記載内容に不自然な点は見受けられず、ほかに申立人に対する保険料の還付を疑わせ

る事情も見当たらない。

さらに、申立人から聴取しても申立期間の国民年金保険料が還付されていないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 1 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 1 月から 52 年 3 月まで

私は、申立期間当時大学生であったが、父は 20 歳から 60 歳までの期間は国民年金を納める義務があると認識しており、父が私に代わって納付しているはずだ。当時から 30 年以上経過しており、父が国民年金保険料を納付していたことに関する書類を提出することや具体的な供述は難しい。

父は既に亡くなっているが、私の代わりに保険料を納付してくれていたはずであるので、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が 20 歳から 60 歳までの期間は国民年金を納める義務があると認識し、申立人の父親が A 市で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているものの、申立期間当時、申立人は大学在学中のため国民年金は任意加入の対象者となる上、社会保険庁の記録及び同市が保管する国民年金被保険者名簿において、申立人が国民年金に加入及び国民年金保険料を納付した形跡は見当たらない。

また、申立人の父親が、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする申立人の父親からの聴取もできないため、申立期間における国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人の兄についても、20 歳到達時から厚生年金保険に加入するまでの 11 か月間は、国民年金の未加入期間であることが確認できるなど、申立人の父親が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせ

る事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 48 年 5 月に結婚して 1 年間だけ A 市内に住み、その後 B 市 C 区に転居し、そのころ、同区役所 D 出張所で、国民年金に加入手続をし、保険料の納付を始めた。

D 出張所へは、バスに乗って E バス停で降り、それから長男を簡易式の乳母車に乗せ、二男を抱っこして行っていた。

私は、かねてより国民年金は大切なことだと思っており、二人の子供が学生だった期間も家計をやりくりして国民年金保険料を納付している。

未納期間が 1 年や 2 年なら我慢できるかもしれないが、12 年も未納になっていることに納得できない。

今になって約 10 年前に国民年金に係る領収書等を処分したことが悔やまれる。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 61 年 4 月 1 日に払い出されており、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立期間は未加入期間となるため国民年金保険料の納付はできない上、申立期間は任意加入期間のため、さかのぼって納付することもできない期間である。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、申立人は、10 年以上継続的に国民年金保険料を納付してきた^{あいまい}としているが、納付頻度、納付額、納付額の推移等の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年7月から同年12月までの期間及び52年4月から53年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和51年7月から同年12月まで
② 昭和52年4月から53年3月まで

私共夫婦は、国民年金保険料納付書が郵送で送られてきていたので、郵便局で納付していた。3か月に1度の納付で、金額は数千円だったと記憶している。

30年ほど前のことなので領収証等はないが、納付すべきものはすべて済ませていると記憶している。

申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、昭和54年4月に、その時点において時効が到来していない申立期間①直後の、52年1月から同年3月までの国民年金保険料をさかのぼって納付していることが確認できることから、時効により国民年金保険料を納付することができなかったと考えられる。

また、申立期間②については、昭和54年4月の時点では、過年度納付することが可能であるものの、申立人が一緒に納付していたとする申立人の夫の国民年金保険料も未納である上、申立人夫婦は、当該期間の保険料の納付時期、納付金額、その調達方法などに係る記憶が曖昧であるなど、納付状況等が不明である。

さらに、申立人夫婦が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）が無く、ほかに申立人夫婦が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 3 月 2 日から 42 年 9 月 7 日まで

平成 13 年に、60 歳になってからの年金受給額について社会保険事務所に確認したところ、申立期間の厚生年金保険については脱退手当金が支給されている記録となっていることを知った。

退職が昭和 42 年 9 月 7 日であるのに、脱退手当金の支給が 43 年 12 月 27 日になっており、支払までに時間が掛かり過ぎているのではないかと思われる。脱退手当金の支給日には既に結婚して姓も変わっており、退社後引っ越していたため、会社は連絡先を知らなかったはずである。すぐに就職するつもりで厚生年金保険を継続する意思があったし、脱退手当金を請求した記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する A 社 B 工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人に脱退手当金を支給したことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、申立人は、申立期間の事業所を退職後、強制加入期間であったにもかかわらず、国民年金保険料を納付しておらず、年金に対する意識が必ずしも高くはなかったものと考えられる上、申立期間後に別の事業所で厚生年金保険被保険者資格を取得しているが、その被保険者記号番号は、申立てに係る事業所とは別の番号が新たに付番されていることが確認でき、脱退手当金を受給したために番号が異なっていると考えるのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 10 月から 42 年 12 月まで

私は、昭和 34 年 10 月から A 社の専従下請をしていた B 組で勤務していたが、B 組の代表者が退職したため、私が A 社の専従下請としての「C 組」を設立し、C 組の責任者として、42 年末まで勤務していた。申立期間は、A 社において厚生年金保険料を控除されていたはずなので、厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社が保管する昭和 35 年 10 月現在で作成された従業員名簿の中に、申立人を責任者とする「B 組従業員名簿」が記録されていること、並びに当該名簿に名前がある同僚及び社会保険庁のオンライン記録（職歴審査照会回答票）に被保険者記録が確認できる複数の従業員の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間において申立事業所における専従下請として勤務していたことが認められる。

しかしながら、当該名簿に記載がある同僚は、「A 社には下請や孫請が多く、B 組は厚生年金保険の適用事業所でなかったと思う。A 社と B 組のどちらからも厚生年金保険料を控除された記憶は無い。」と供述している上、社会保険庁のオンライン記録（被保険者記録照会回答票）によれば、当該名簿に名前がある同僚 9 人全員において、申立事業所における被保険者記録が確認できない。

また、社会保険事務所の記録によれば、申立事業所の専従下請である「B 組」は、厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない。

さらに、社会保険事務所が保管する事業所名簿によれば、申立期間の後半である昭和 39 年 4 月 1 日から 42 年 4 月 1 日までの間、申立人は厚生年金保険

の適用事業所であるC組（個人事業）の事業主であったことが確認できる上、同事業所に係る社会保険庁のオンライン記録において被保険者記録が確認できる複数の従業員は、「申立人はC組の事業主であった。」と供述しており、当該期間においては、申立人は個人事業主だったため、厚生年金保険の制度上、同事業所において同保険に加入することができなかったものと考えられる。

加えて、申立事業所は、「B組及びC組は、専属下請事業所であり、請負工事金を支払っていた。申立人は当社社員としての在籍は無く、当社の社員でないため社会保険料の控除はしていない。」と供述している上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 5 月 7 日から同年 9 月 1 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社において技師として研修を受けていた申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。

同時期に採用された複数の同僚には厚生年金保険の加入記録があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する労働者名簿及び賃金台帳兼源泉徴収簿並びに申立人が名前を挙げる複数の上司及び同僚の供述から、申立人が申立期間において同事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、当該事業所の申立人に係る賃金台帳兼源泉徴収簿によれば、申立期間において厚生年金保険料の控除の記載が無く、同事業所では、「賃金台帳兼源泉徴収簿に加えB厚生年金基金の記録も確認したが、申立ての事実を確認できない。」と回答している。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の事業所別被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間における被保険者の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月 1 日から 38 年 1 月 5 日まで

申立期間当時、大学に夜間通学しながら、昭和 37 年 4 月 1 日から A 社にアルバイトとして勤務していた。勤務していたことを証明する当時の同僚の氏名を記載したメモ書きや、同社での社員旅行の写真等がある。

同社に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人がメモ書きに名前を記載した同僚の供述及び申立人の妻が保管する A 社所属部署の旅行写真から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間について同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所の総務部では、「当社が保管している社員名簿及び社会保険台帳には申立人の名前は記載されていない。申立人が当社に在籍した事実を確認できる資料及び賃金台帳等の根拠となる資料等はないので、申立人の勤務形態及び厚生年金保険料控除の有無等は不明である。また、当時、アルバイト社員は社会保険には加入させていなかったと思うが、申立人についての資料が何も無いため、申立人の社会保険の加入について、どのように取り扱っていたかは不明である。」と回答している上、当該事業所の当時の人事担当者は、「当時もアルバイトは複数いたが、社会保険には加入させていなかった。」と回答しているところ、申立人がメモ書きに名前を記載した同僚のうち連絡が取れた一人が、「申立人はアルバイトとして勤務していた。申立人の厚生年金保険の加入状況については承知していない。」と供述していることを踏

まえると、当該事業所では、アルバイト社員について厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 1 日から 32 年 6 月 13 日まで

私は、昭和 31 年 4 月 1 日にA社に入社し、技術職として勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が卒業したB県立C高等学校の高等学校生徒指導要録及び申立人が名前を挙げるA社における先輩の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間において同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該先輩は、「昭和 29 年ごろに入社した。」と供述しているものの、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同人の被保険者資格の取得日は、昭和 31 年 10 月 10 日であることが確認できる上、申立人が名前を挙げる同期入社と同僚 4 人のうち二人は、当該事業所において同被保険者資格を取得しておらず、他の二人は、申立人と同日の 32 年 6 月 13 日に同被保険者資格を取得していることが確認できることを踏まえると、当該事業所においては、すべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、当該事業所の事業主は、「申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除については、根拠となる関連資料等が無いので、不明である。」と回答している上、申立人の上記の先輩は、「現場の仕事であったので、申立人の厚生年金保険料が控除されていたのか否かは分からない。」と供述し、申立人が名前を挙げる同僚を含めて、申立人と同日に被保険者資格を取得している同僚 6 人のうち連絡が取れた一人は、「申立人を承知していない。」と供述しており、申立期間における事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認す

ることができない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年10月から35年6月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた期間の被保険者記録が確認できない旨の回答を得た。会社から健康保険証をもらった記憶もあり、保険料も控除されていたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務内容に係る供述から判断して、期間の特定はできないものの、申立人がB市においてA社に勤務していた可能性はうかがえる。

しかしながら、当該事業所は、社会保険庁のオンライン記録では厚生年金保険の適用事業所としての確認ができない上、法務局の商業登記でも確認することができない。

また、申立人は事業主及び同僚の名前を記憶しておらず、申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除について確認することができない。

さらに、社団法人C協会は、申立期間当時にA社が同協会の会員として登録した記録は確認できないと回答している。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 8 月 1 日から 43 年 8 月 1 日まで
② 昭和 47 年 10 月 1 日から 48 年 11 月 1 日まで
③ 昭和 49 年 2 月 21 日から 55 年 10 月 1 日まで

申立期間当時においては日本経済は右肩上がりの時代で、当然、会社の業績も伸びて、給料も上がっていた時代であるにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が下げられていることが理解できない。申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、「A社（現在は、B社）C工場に勤務していた期間の標準報酬月額が、社会保険庁の記録では、昭和 40 年 8 月に 4 万 5,000 円から 3 万 6,000 円に減額されており、その後も標準報酬月額に変動がある。」旨を申し立てている。

しかしながら、B社は、「申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除額を推測することができる資料等はないが、申立人の標準報酬月額の推移について、昭和 40 年当時、A社の経営状況は非常に厳しく、賃金カット等何らかの施策により賃金が減額になったものと推測される。なお、当社の退職者に年金記録を確認したところ、申立人と同時期に標準報酬月額が減額されており、社会保険庁の記録は正しいものと思われる。」と回答している。

また、社会保険事務所が保管するA社C工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び社会保険庁の記録から、当該期間に同事業所で厚生年金保険に加入している被保険者の記録を確認したところ、申立人と同日に被保

険者資格を取得した 11 人（取得時の標準報酬月額と同額。申立人が名前を挙げた一人を含む。）全員が、申立人と同様に標準報酬月額が減額されていることが確認でき、そのうちの二人に聴取したところ、いずれも「昭和 40 年に賃金カットがあった。」と供述しているとともに、その保管する給与明細書に記載されている厚生年金保険料控除額から算出した標準報酬月額（昭和 40 年 7 月は 3 万 9,000 円、同年 8 月は 3 万円）と社会保険庁の記録における標準報酬月額は一致している。

さらに、申立人の標準報酬月額が遡及^{そきゅう}して引き下げられている事実は無く、昭和 40 年 8 月以降の期間についても、申立人の標準報酬月額は、上記被保険者の標準報酬月額とほぼ同様に推移していることが確認でき、社会保険庁の記録に不自然さは見受けられないことから、事業主は、当該期間について、申立人の給与から社会保険庁の記録どおりの標準報酬月額に見合った厚生年金保険料を控除していたものと認められる。

- 2 申立期間②及び③については、申立人は、「D社（現在は、E社）に勤務していた期間の標準報酬月額が、社会保険庁の記録では、昭和 47 年 10 月に 11 万 8,000 円から 10 万 4,000 円に、その後、同社の親会社である F社（現在は、G社）に移籍した 49 年 2 月の標準報酬月額が、D社における厚生年金保険被保険者資格喪失時の標準報酬月額 20 万円から 9 万 8,000 円に、それぞれ減額されている。」旨申し立てている。

しかしながら、両事業所の代表取締役は、いずれも「申立人の申立期間に係る関連資料は廃棄しており、厚生年金保険の標準報酬月額に関する届出や保険料控除の詳細は不明である。ただし、親子会社とは言え、移籍し、移籍後の標準報酬月額が変動しているにもかかわらず、移籍後の会社が移籍前の標準報酬月額に基づいた厚生年金保険料を控除し続けるということはありません。」と回答している。

また、社会保険事務所が保管する両事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び社会保険庁の記録から、申立人と同時期に同様の移籍をしている被保険者の記録を確認したところ、複数の被保険者が移籍時に標準報酬月額を減額されている。

さらに、昭和 48 年 11 月時点で標準報酬月額が 20 万円（上限）である者はおらず、いずれも 9 万 8,000 円から 11 万 8,000 円と記録されており、申立人の標準報酬月額が著しく低額とは認められないとともに、そのうちの一人は、「昭和 48 年ごろの給与額は 8 万円ぐらいだったと思う。」と供述しており、その保管する給与明細書に記載されている厚生年金保険料控除額から算出した標準報酬月額と社会保険庁の記録における標準報酬月額は一致している。

加えて、申立人の標準報酬月額が遡及^{そきゅう}して引き下げられている事実は無

く、当該期間を通じて申立人の標準報酬月額、上記被保険者の標準報酬月額とはほぼ同様に推移していることが確認でき、社会保険庁の記録に不自然さは見受けられないことから、事業主は、当該期間について、申立人の給与から社会保険庁の記録どおりの標準報酬月額に見合った厚生年金保険料を控除していたものと認められる。

- 3 申立人が、すべての申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、すべての申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 1 月 1 日から同年 5 月 11 日まで
② 昭和 62 年 7 月 1 日から同年 12 月 2 日まで
③ 平成 14 年 9 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間①及び②に勤務したA社B工場（現在は、A社C工場）の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない上、申立期間③に勤務したD社（合併により解散し、現在は、E社）の厚生年金保険の被保険者記録が確認できなかった。

勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②については、申立人は、「正社員であったこと、及び同僚の氏名について記憶が定かでないが、A社B工場に勤務していたことは間違いない。」と主張しているところ、社会保険事務所が保管するA社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が勤務していたと主張する時期に被保険者記録が確認できる者のうち、連絡の取れた二人から聴取したところ、いずれも「申立人に係る記憶は無い。」と供述しており、うち一人は「申立期間当時、当該事業所の社員とは別に、協力会社から派遣された社員も勤務していた。」と供述しているほか、同社本社人事部へ照会した結果、同社は、「申立人に係る在籍記録は確認できず、協力会社に関する資料は保存されておらず、詳細は不明である。」と回答している上、A社企業年金基金への照会結果においても、「申立人については、当基金の代行返上前の旧厚生年金基金の加入員であった記録は無い。」と回答していることから、当該期間における勤務実態及び事業主

による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

また、当該被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において当該期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い上、公共職業安定所の記録によれば、当該期間における申立人に係る雇用保険被保険者記録は確認できない。

なお、社会保険庁のオンライン記録及びF市役所が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿により、当該期間には国民年金保険料の納付記録が確認できる。

- 2 申立期間③については、公共職業安定所の雇用保険被保険者記録により、申立人が当該期間にD社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、当該期間において社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚のうち、連絡の取れた二人から聴取したところ、うち一人は、「申立人に係る記憶は無いが、当時、2か月程度の試用期間など、入社後すぐには厚生年金保険に加入させない期間があった。その後も強制的に加入させる取扱いではなく、本人の希望により厚生年金保険に加入させていたと記憶している。ただし、雇用保険には入社と同時に加入させていた。」と供述しており、残りの一人は、「申立人に係る記憶は無いが、入社後3か月程度は加入させない期間があると聞いていた。私の場合は、入社して6か月後に厚生年金保険に加入した。」と供述していることを踏まえると、当該事業所は、従業員について、入社と同時に一律に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当該事業所に係る法人登記簿では、平成17年7月1日に合併による解散の登記がなされており、当時の事業主の連絡先が不明であること、及びその後の承継会社のいずれの事業主とも連絡が取れないことから、当該期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

- 3 申立人がすべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 10 月 17 日から 61 年 8 月まで

A社が倒産する昭和 61 年 8 月末ごろまで勤務し、給料からは厚生年金保険料が控除されていた。全員の総意が得られず、裁判には至らなかったが、弁護士と相談して賃金の未払いに対して裁判を検討した際、提出を予定していた給与明細書には、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いなく、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

公共職業安定所の申立人に係る雇用保険被保険者記録では、A社における資格喪失日は昭和 61 年 8 月 25 日とされており、申立人が申立期間において同事業所に勤務していたことは認められる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は、申立人が同事業所における厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和 59 年 10 月 17 日に、厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できる。

また、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日に厚生年金保険被保険者資格を喪失している同僚に照会したところ、いずれも厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書を所持しておらず、一部の同僚からは、厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることを知っていた旨の供述があるとともに、申立期間当時、複数の同僚が、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付している記録が確認できる。

さらに、商業登記簿の記録により、A社は、平成元年 12 月 3 日に解散していることが確認できる上、当時の事業主は既に死亡しており供述を得ることができないことから、申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険

料控除の事実について確認することができない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年4月から同年8月16日まで
② 昭和41年12月31日から42年4月まで
③ 昭和42年5月6日から43年6月10日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間に係る記録が確認できない旨の回答であった。

申立期間①及び②については、昭和40年8月16日から41年12月31日までの期間にA社に係る加入記録が確認できたが、40年4月には既に同社に入社していたと思われ、何かと物入りの年末に退職した記憶も無い。また、申立期間③については、45年3月1日からB社C支店（現在は、同社D営業所）に係る加入記録が確認できるが、前の会社を退職して間もなく同社C支店に勤務したと記憶している。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日が昭和40年8月16日、同喪失日が41年12月31日であることが確認でき、当該記録は社会保険庁のオンライン記録及び公共職業安定所の雇用保険情報と一致している上、健康保険証が回収された旨の記載も確認できる。

また、当該被保険者名簿により、申立人が自分より前に当該事業所に入社していたとする同僚は、申立人と同日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できることから、当該事業所では、従業員を入社後すぐには厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

申立期間③については、公共職業安定所の雇用保険情報により、申立人は昭和42年8月1日にE県内の事業所において雇用保険の被保険者資格を取得していることが確認できるが、社会保険事務所が保管するB社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日が43年6月10日、同喪失日が45年3月1日であり、申立期間のうち43年6月10日以前の期間については、申立人に係る記録は無く、健康保険の整理番号に欠番も無いことが確認できる。

また、当該被保険者名簿により、当該事業所に係る厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚から聴取したところ、当該同僚が入社したと記憶している時期のおよそ1年後から厚生年金保険の加入記録が確認できる旨を回答していることを踏まえると、当該事業所においては、すべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、B社D営業所及び同社E支店に照会したものの、申立期間に係る関連資料は残っておらず、申立てに係る事実を確認することができない。

加えて、申立人がすべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 3 月 1 日から 14 年 9 月 1 日まで

A社に代表取締役として勤務していた期間に 70 万円ほどの給与をもらっており、同時期にB社においても、代表取締役として勤務し、50 万円ほどの給与をもらっていた。当該2事業所のそれぞれの給与から厚生年金保険料も控除されており、給与明細書を見て、控除された保険料が「高いな。」と言っていたのを憶えている。

しかし、社会保険事務所の説明では、B社に係る厚生年金保険の被保険者記録は無いと言われたが、それは納得がいかないので、申立期間を同社の厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した平成 13 年分及び 14 年分の所得税の確定申告書B（控用）、並びに当時、B社から税務事務を委託されていた税理士事務所、元従業員及び申立人の具体的な供述等から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間においてA社及びB社に勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、申立人は、当該2事業所のそれぞれの給与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、B社に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いとして申し立てているが、当該2事業所から社会保険及び労働保険関係事務を委託されていた社会保険労務士事務所が保管するA社の申立人に係る賃金台帳（平成 14 年分及び 15 年分）の厚生年金保険料控除の金額欄には、社会保険庁のオンライン記録上の標準報酬月額に基づいた金額が記載されており、一方、B社の申立人に係る賃金台帳（平成 14 年分）の厚生年金保険料控除欄には、「0」と記載されているのが確認できる。

また、申立人が提出した平成 13 年分及び 14 年分の所得税の確定申告書B（控用）の社会保険料控除の金額欄に記載された額が、社会保険庁に記録された標準報酬月額から算出した健康保険、介護保険及び厚生年金保険の保険料額とほぼ等しくなることから判断すると、社会保険庁が保管するオンライン記録上の標準報酬月額（当時の最高限度額）に基づいた厚生年金保険料として、申立人の給与額に見合う保険料が給与から控除されていたことが認められる。

さらに、社会保険庁が保管するB社の被保険者縦覧照会回答票には、申立人の記録は確認できない。

なお、申立人が社会保険事務所に提出した健康保険厚生年金保険被保険者2以上事業所勤務・所属選択届により、申立人はA社を選択事業所としていることが確認できる上、厚生年金保険制度上、非選択事業所としているB社に係る申立人の厚生年金保険被保険者記録が存在することは無いことから、社会保険事務所の事務処理については不自然な点は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料をB社の事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 1495（事案 639 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 1 月から同年 7 月まで

私は勤務していたA社を退職し、職業安定所で技術職を募集していたB社に、社会保険の加入も確認して、昭和 40 年 1 月に入社した。C 県 D 市の本社に 2 日間勤め、首都圏の E 区の F 支店に赴任し、運転業務などに従事した。7 か月勤務したが、前勤務先の A 社から復帰要請があったため、B 社には事情を話し円満に退職した。当時、年金加入の件は B 社の人事担当者との確認事項であり、記録が無いのはおかしい。

公共機関で就職のあっせんを受け、ある程度の資料も出しているので申立てを認めるべきと思う。私のように社会保険事務所の不手際で宙に浮いた年金が 10 年間通ってようやく判明した例もある。

F 支店に着任して数日経ったころ、G さんという人が入社されたこと、病院にレントゲン撮影と脳波測定に 1 回ずつ行ったことを新たに思い出したので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、複数の同僚が、当時、B 社には試用期間があったと供述し、聴き取りを行った申立人と同じ業務に従事する運転手の同僚のうち、自身の勤務した期間を記憶している 4 人全員が勤務した期間の一部しか厚生年金保険の被保険者記録が無いことなどとして、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 1 月 30 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は申立期間の始期と同時期に資格取得したと思われる同僚の名字を挙げ、申立期間において首都圏の E 区の病院で診察を受けたことを主張しているが、申立人が名字を挙げた同僚は特定できず、受診したとする E 区の

病院の記録は確認できないため、これらは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 1496 (事案 428 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 5 月ごろから 7、8 か月
(A社)
② 昭和 35 年ごろから 2、3 年
(B社)

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間を確認したところ、A社(現在は、C社)及びB社に勤務していた期間の記録が無い。新たに、A社の同僚の名前を思い出したので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①に係る申立てについては、C社からの聴取結果により、厚生年金保険の被保険者であれば必ず記録がある「保険台帳」に申立人の名前は無く、また、申立人が勤務していたことを供述し、自らも同社における被保険者記録を有する同僚も、自身が厚生年金保険に加入する前から働いていたことを認めており、同社には試用期間があったと供述していることなどから、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 10 月 29 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は申立期間①において勤務していた同僚の名字を新たに一人挙げており、当該同僚と考えられる記録は確認できたが、家人の説明によれば既に死亡しているため当時の事情を確認できず、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は確認できず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②に係る申立てについては、申立人が名前を挙げた同僚の一人が、「期間は特定できないが、試用期間があった。申立人は運転手といっても自分と同じ仕事をしていた訳ではなく、自分の車を会社に持ち込んで会社の仕事を請け負っていたので、厚生年金保険には加入していなかったのではないか。」と供述し、別の同僚も、「申立人のことは記憶していないが、当時、自分の車で会社の仕事をする『^{ようしゃ}傭車』をしている人が数人いた。」と供述していることなどから、事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができないとして、既に当委員会の決定に基づき平成20年10月29日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。今回申立人からは新たな事情は提供されておらず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 2 月 1 日から 53 年 2 月 10 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の記録を照会したところ、A社で勤務していた申立期間において、給料に比べて標準報酬月額が低くなっていることが確認できたので、申立期間における標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間において、申立人に係る標準報酬月額は、社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録と社会保険庁のオンライン記録は一致しており、申立人の標準報酬月額がさかのぼって訂正されるなど、社会保険事務所において不合理な処理が行われた可能性はうかがえない。

また、上記被保険者名簿により名前が確認できた同僚は、「給料の支給額に比べて保険料控除額が少なかった。」と供述しており、同人が記憶する当時の給料より、社会保険庁のオンライン記録による標準報酬月額は低いものとなっていることが確認できる。

さらに、申立人及び同僚5人の標準報酬月額が昭和48年11月に5等級、また、申立人及び同僚4人の標準報酬月額が51年8月にいずれも2等級から9等級の幅（申立人は5等級）で引き下げられているが、これらの者の中には事業主及び経理担当者も含まれており、申立人の標準報酬月額のみが不自然に処理されている事情はうかがえない。

加えて、社会保険事務所の記録によれば、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、現在の事業主は、当時の事業主は既に死

亡しており、当時の資料が保管されていないため詳細は分からないと回答しており、事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない上、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 4 月 10 日から 34 年 2 月 17 日まで
(A社)
② 昭和 35 年 7 月 1 日から同年 10 月 7 日まで
(B社)

社会保険事務所の記録では、A社とB社における厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金が支給済みとされている。

脱退手当金を受給した記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人に脱退手当金を支給したことを示す「脱」の表示が記されており、上記被保険者名簿の記録とオンライン記録は一致する上、支給月数及び支給金額に計算上の誤りは無く、同社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和36年3月17日に支給決定されているなど、社会保険事務所の一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立期間の脱退手当金の支給時期は通算年金制度創設前であり、B社を退職後約8年間、厚生年金保険の被保険者期間及び国民年金の保険料納付済期間を有していない申立人が、脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえないほか、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。